令和５年２月16日

郡市区等医師会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

「アベルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（メルケル細胞癌、腎細胞癌及び尿路上皮癌）の一部改正について」等について（通知）

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）において革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしています。

今般、日本医師会及び大阪府健康医療部より、下記について周知依頼がありました。

貴会におかれましても、本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．アベルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（メルケル細胞癌、腎細胞癌及び尿路上皮癌）の一部改正について（薬生薬審発0209第１号 令和５年２月９日厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長）

２．「アテゾリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌、小細胞肺癌、乳癌及び肝細胞癌）の一部改正について」の一部訂正について（事務連絡 令和５年２月９日厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課）

３．「ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌、悪性黒色腫、頭頸部癌、腎細胞癌、古典的ホジキンリンパ腫、胃癌、悪性胸膜中皮腫、高頻度マイクロサテライト不安定性（ＭＳＩ-Ｈｉｇｈ）を有する結腸・直腸癌、食道癌、原発不明癌及び尿路上皮癌）の一部改正について」の一部訂正について（事務連絡 令和５年２月９日厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課）

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL 06-6763-7006／FAX 06-6764-0267